

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぶらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援	（１） 地域の子育て力の向上	子どもを地域で守り育てる意識の啓発	生活福祉課教育課	・「子ども・子育て支援事業計画（第2期）・次世代育成支援行動計画（後期）・子どもの貧困対策（第1期）」について、広報誌やホームページ等で啓発を行います ・講演会活動等を通じ、子どもを地域で育てるという意識の啓発を行い、広報誌やホームページに掲載し情報提供に努めます	○「子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」概要版を各家庭に配布	①ホームページ等での実施状況の公表 ②町民大会参加者	①実施 ②中止0人	①実施 ②中止0人	①実施 ②廃止	③3 ②1	ホームページや広報誌への公表のほか、各種団体、学校、PIAや青少年育成に関わる方をきめ広く周知を行っている。 講演会に代わり地域学校協働活動の充実へ努める。	①24
		子ども会活動の充実	教育課	・地域の再編や子ども会活動を通して地域のつながりも持てるよう支援します ・地域の大人の参加を促進し、行事や活動の充実を図ります ・子ども会が未組織の地域については、子ども会発足へ向けての支援を行います ・「あさぎり町子ども会育成連絡協議会」を活用し、各単位子ども会との交流や情報交換等の連携強化・指導者育成のための研修会等を積極的に取り組みます	○あさぎり町子ども会 ・組織数は若干減少 ○あさぎり町子ども会育成連絡協議会 ・各組織の指導者育成及び連携強化を図るため、協議会主催の育成者講習会を年1回開催。	①単位子ども会数 ②育成者講習会	①43 ②中止	①43 ②中止	①41 ②実施1回	3	少子化が進む中、子ども会活動が困難となる地区が増えつつある。子ども会活動を通して地域のつながりも持てるよう支援を行う。	1
		地域の人材活用の充実	教育課	・地域の技能者・各分野の経験者の協力を得ながら子育て支援に関わる学校を含む地域活動等により一層の充実を図ります ・学校運営協議会については、地域と学校の協働を促し、研修会等を通して先進的事例を学び、より一層の充実を図ります	○生涯学習人材活用事業 ○伝統芸能の現状紹介及び生徒の主体的取材活動への支援 ○町内小中学校における学校運営協議会 ・「学校運営方針や学校の課題等の共有」や「教育活動への支援」等が行われている。 ・各学校の協議会相互の連携と親睦を深めること等を目的として研修や情報交換等を行っている。	①太鼓語り保存会への取材 ②「地域学校協働本部運営委員会」研修会	①なし ②1回	①なし ②1回	①なし ②1回	①23 ②3	学校応援団として取り組んでいく。 地域学校協働活動の充実を図るため、各学校担当者とは協議を重ね、地域と学校の連携のあり方を模索する。	1
	（２） 地域の人材等による子育て応援	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	生活福祉課社会福祉協議会	・家庭訪問等による子ども家庭に対する相談支援及び関係機関との連携強化を図ります ・民生委員・児童委員協議会で地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図ります	○相談支援活動 ・43名の民生委員児童委員により相談支援活動を実施。 ・校区毎に毎年2回程度、小・中学校・役場等との情報交換会を開催 ○児童部会 ・8名の児童委員で活動を行っている。（主任児童委員3名、各校児童委員5名） ・民生委員児童委員独自に子ども見守りパトロールのパネルを作成し、見守り・声掛け活動に取り組んだ。	子どもに関する相談（延べ件数）	568件	663件	382件	3	地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図る。	1
		母子保健推進員活動の充実	健康推進課	・母子保健推進員の資質の向上に努めながら、地域の中で若い親たちの頼りになる存在となるよう活動支援を行います ・家庭訪問等による児童虐待の早期発見を心がけ、育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します ・子育て不安等に関わる研修機会の充実により、支援の質の向上に努めます	○赤ちゃん訪問（母子保健推進員） 自分の住んでいる地域を担当し、3か月児を対象に家庭訪問を行っている。訪問時には、母子の様子を規定の用紙に記録し、保健師に報告。保健師はその情報を3か月健診時の支援に役立てている。訪問後も地域の見守り役として、気になる家庭には声掛けをしてもらったり、健診時には役場のスタッフの手の届かない部分を支援してもらっている。 ○母子保健推進員会議の開催 月1回定例会を行い、自分たちの活動について振り返ったり、専門家の話を聞くなど、より良い活動を目指して研修を重ねている。	赤ちゃん訪問回数	32件	34件	78件	3	コロナによる訪問の制限もなくなり、訪問件数も増えた。2件は家庭の事情で訪問できなかったが、それ以外の家庭には訪問できた。育児学級や健診に当番として参加したときは、その時の状況や感じた事などを定例会で情報共有している。支援の向上に努めるため、研修会などを行い、地域の中で子育てを行っている親たちの相談役となるよう、活動支援を行う。また、健診の結果からみえてくる課題などについても情報共有を行っていく予定。 現在、18名の母子保健推進員が活動している。高齢化もあり、今後人数が減っていくことが予想されるため、広報などで母子保健推進員の活動の周知や募集などを行っていく必要がある。	1
		子育てサロン・子育てサークル活動の推進	生活福祉課 社会福祉協議会	・保育園や認定こども園、公共施設などの身近な施設を利用し地域ボランティアも参加した、乳幼児やその家族に対する定期的な子育てサロン・子育てサークル活動を推進します ・協力会員の育成とともに、保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流や情報交換を推進するために活動の場の提供に努めます	○子育てサークル ・保育園・認定こども園が自主事業で実施。地域の母親が集まり自主的に活動されているサークルもあるが運営補助等は行っていない。 ○子育てサロン（毎月第1・3火曜日に開催） ・令和3年度からふれあい福祉センターを拠点として活動を開始し、内容の充実を図る。	実施箇所数 ①サロン実施回数 ②参加者の延べ人数	3か所 ①20回 ②33名	3か所 ①19回 ②57名	3か所 ①23回 ②95名	3 3	未就園児の保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流を推進するため、広報等により広く周知していく必要がある。 ・サポーターの自主的なサロン開催へ向け、協力・両方会員の養成、依頼会員の周知・随時募集に取り組む。 ・地域の子育てサークルの情報発信や支援を行う。 ・年間を通じサロン会場を開放し保護者同士の交流や活動の場の提供を行う。 ・定期的に食生活改善推進員の協力を得て調理体験を実施することで、食の大切や楽しさについて学ぶ機会を設ける。	1 1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱 ①：地域ぐるみの子育て応援	(2) 地域の人材等による子育て応援	ファミリーサポートセンター事業の推進	生活福祉課 社会福祉協議会	・保護者の就労や緊急時等の一時的な預かり、送迎、家事、育児の援助を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を推進し、充実を図ります ・協力会員等の養成や依頼会員の周知、随時募集に取り組みます	○ファミリーサポートセンター事業 ・保育所等への子どもの送迎や協力会員宅やセンター拠点「子育てひろば」での短時間の預かり等を実施。 ・毎年1回、サポーター協会会員養成講座を開催。 ・依頼会員については行政各担当課と連携し、情報の周知に努めると共に随時募集を行っている。	①協力会員数 ②依頼会員数 ③両方会員数 ④援助活動実績数 ⑤協力会員養成講習会実施数 ⑥新規登録会員数	① 13人 ② 27人 ③ 0人 ④ 42件	① 13人 ② 27人 ③ 0人 ④ 58件 ⑤ 1回 ⑥ 1名	①13人 ②27人 ③0人 ④103件 ⑤0回 ⑥0名	2	・協力会員の養成、依頼会員の周知・随時募集に取り組む。 ・事業内容や活動状況についてホームページや広報誌等に掲載し周知に努める。 ・利用会員の減少や協力会員の高齢化。ファミリーサポートセンター会則について、実情に応じた見直しを図る。	1
		ボランティアセンターの活動充実	社会福祉協議会	・ボランティア養成講座等を行い、子育て支援ボランティアの育成を図ります ・ボランティアの登録・派遣など、利用しやすい体制をつくります ・ボランティア協力校の活動については、各校ごとに自主的に取り組んでいくこととし、要請があれば関係機関と連携し、支援していきます。また、未就学児に対する連携についても検討していきます	○ボランティア養成講座 体験教室等の実施に関し、職員対応の事業となっている為、一般の当事者等の協力を得ることで、より実践の体験に繋がると考えられる。その為にも指導者養成講習に取り組んでいく。	①ボランティア協力校数 ②ボランティア養成講習会 ③受講者数	小学校5校 中学校1校 高校1校	①小学校5校 中学校1校 高校1校 ②1回 ③40名	①小学校5校 中学校1校 高校1校 ②1回 ③26名	3	協力校毎、自主的にボランティア活動に取り組んで頂く。要請があれば関係機関と連携し支援する。今後、未就学児に対する連携についても検討する。 ・ボランティア連絡協議会と連携してボランティア養成を行う。指導者養成についても取り組んでいく。	1
	(3) 遊び学べる場の確保・充実	公民館・図書館など公共施設の活用	教育課 健康推進課	・公民館等を利用した小地域における遊び学べる場の開放を推進します ・ブックスタート事業（赤ちゃんの本を通して楽しい時間を分かち合うことを目的とした事業）や読み聞かせ事業等を通じ、図書館の利用促進を図ります ・伝承遊びなどを通して地域の方との交流行事などを推進します ・指導者の育成支援やボランティアグループのネットワークづくり等の課題について庁内関係課や関係機関と連携して検討を進めます ・広報誌やホームページなどを活用し、図書館の利用促進を図ります ・生涯学習センター図書館においては、一般図書を中心に専門性のある図書の充実にも努め、子育て世代の学習の場となるよう利用促進を図ります ・せきれい館図書館においては、児童図書を中心に図書の充実、親子・児童が集える企画を推進し、施設の利用促進を図ります	○公民館活動 ○家庭教育学級（親子ふれあい教室等） ○ブックスタート事業 10ヵ月健診時に実施しているブックスタート事業の際に図書館のチラシを配布し、利用促進を呼びかけている。	ブックスタート時図書館利用についての情報提供人数（チラシ配布人数）	87人	74人	79人	3	図書館の利用については、6か月児学級で絵本のよみきかせと町内の図書館を紹介し、絵本での親子ふれあいや活用を促してきた。ブックスタート事業は、令和5年度までは10ヵ月児健診時に実施していたが、令和6年度からは6か月児学級時に変更し、より早い時期からの絵本のふれあいと図書館の活用について促していく。	1
					○せきれい館自主事業 ・図書館まつりと同時開催 ・子育て講座（サテライト教室）	自主事業	コロナのため中止	コロナのため中止	実施1回	3	親子で楽しむことができる内容を考え、参加者数の増加を図る。	1
		公園活用の拡充	建設課	・公園整備や遊具の点検を行い、安全面に最大限配慮しながら、利用促進を図ります ・遊具の老朽化が進んでいることから、点検結果により緊急性の高いものから順に修繕等を行います	○公園整備・遊具点検 ・遊具の点検は公園作業員による定期的な見回りの実施。また保守点検業務委託により年2回の保守点検を実施し安全性の確保に努めます。 ・遊具の維持管理には多大な経費を要するため、定期的な見回りで早期の修繕。また、設置遊具の見直しなど計画的な整備を検討します。	遊具の安全点検の実施回数	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回 大型遊具の撤去	3	遊具の老朽化に伴い、大型遊具の撤去を実施。また、点検結果により緊急性の高いものから修繕を実施していく。	1
			教育課	・遊具設備拡充や公園整備は、維持管理を含め多大な経費を要することから、現状を維持しつつ、安全に利用できるよう適正な管理に努め、町民から親しまれる憩いの場の提供に努めます	○遊具点検（学校関係） 遊具の点検と施設管理巡回中には、危険物等の有無を確認・除去し、ゴミ等があれば、清掃に努めている。	①学校による遊具等の定期的な安全点検の実施回数 ②業者による遊具等の安全点検の実施回数	①年4回 ②小学校5校	①年4回 ②中学校1校	①年4回 ②小学校5校	3	一部の遊具等には老朽化が見られる。修繕により対応できるものは、修繕し、利用頻度から不要と思われるものについては、危険防止のために撤去を行う。	1
		総合型地域スポーツクラブの充実	教育課	・子どもから大人まで気軽に参加できるクラブ活動を展開し、健康で活気のある地域や人づくりを目指します ・住民ニーズに対応した新たな種目を取り入れるなどスポーツに触れ合う場の充実を図り、会員確保に努めます	○総合型地域スポーツクラブ事業	①会員数 ②開催種目数	①344名 ②19種目	①446名 ②21種目	①479名 ②21種目	3	小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、子ども達の参加が増えている。その反面、大人の会員が減少気味であるため、気軽に誰でも参加できる活動を増やしたい。また、広報誌やホームページを活用した本クラブ活動の周知を強化していきたい。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぱらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援	（４）子育て関連機関の連携強化	児童に関する連絡会議の充実	教育課	・地域全体で子どもたちの健全育成を図るため、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」の活動の充実を図り、各構成団体への情報提供と活動の浸透を進めます	○あさぎり町青少年健全育成町民会議 ・「あいさつ・声かけ運動」を重点事業とし、町民すべてが子ども達の健全育成への認識を深め、それぞれの役割責務の自覚と相互の理解を目的に「あさぎり町青少年健全育成町民会議総会」を開催。	①会議 ②町民大会参加者	①1回 ②中止	①1回 ②中止	①1回 ②中止	③ ②2	町民会議の連携を深め、子どもたちの健全育成を図る。 ※町民大会はR2に地域学校協働活動の充実に重点を置くため、中止とした。	1
			教育課 生活福祉課 健康推進課	・関係機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の活動の充実と、そこでの連携を深め、子育て支援を地域全体で取り組んでいきます ・町内児童生徒の情報交換のため、小・中学校と連絡会を実施していきます	○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク（要保護児童対策地域協議会） ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会を開催し、現況・問題認識の一致を図り連携を強化している。 ・健康推進課としては、小学校区毎に担当保健師を決めており、必要に応じて会議に参加できる体制を作っている。併せて、情報の共有化に努めている。	①ささえ愛福祉ネットワーク代表者会議 ②実務者会議 ③個別ケース検討会	① 1回 ② 2回 ③16回	① 1回 ② 2回 ③ 8回	① 1回 ② 3回 ③ 15回	3	・虐待、養育困難な家庭、非行、不登校、障がいなど様々な相談が寄せられている。そのような家庭に迅速かつ適切に対処し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の関係者や関係機関が連携して見守り、支援体制を構築することが必要。	1
		庁内関係課の検討会	教育課 健康推進課 生活福祉課	・子どもの成長や年齢に応じた体系的支援プログラムの整備のため、方向性や取り組みについての意見交換を行い、関係各課が連携し効率のよい事業活動に努めます	○庁内関係課の検討会 ・計画策定に伴い、関係課による事業実施状況や課題を整理し、今後の方向性や取り組みについて意見交換を実施。	子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画部会事務局会議	1回	1回	1回	3	現行計画の評価検証を行い、新計画への移行・策定を進めて行く。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱②：健康づくりの推進	（１）家族ぐるみでの生活習慣の見直し	「みんなの食育5か条」の推進	健康推進課	・乳幼児健康診査、両親学級、育児学級、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、食の大事さや子どもの成長に応じた栄養と食習慣について学ぶ場を提供します ・育児相談において、管理栄養士が栄養や食事の相談に応じます	○健康診査での栄養指導 ・各乳幼児健診・学級開催時に栄養士1～2名による栄養指導を実施。対象年齢に合った食事、食習慣や栄養に関しての知識や調理実習を通して技術の提供に努めた。 ○育児相談時の栄養相談 ・月に1回育児相談を実施し、必要に応じて栄養士による栄養相談を実施した。（令和2年度で終了）	①食事に関する栄養相談数	10人	10人	15人	3	健康診査時の栄養指導についても、これまで通り健診・学級の機会をとらえ、正確な知識と技術の提供に努めていく。個別の部分においては、令和2年度までは毎月1回育児相談を通して、個に応じた対応を実施していたが、令和3年度は見合わせていた。しかし、保護者からは必要に応じて育児および栄養相談が随時入ってきたため、令和4年度からは再度育児相談を月1回再開し個に応じた対応をしている。感染症予防の観点から中断していた離乳食の調理や相談についてもゆっくりと相談ができる機会を育児相談につくっていく。	1
			健康推進課生活福祉課教育課	・保育園・認定こども園においては、親や子どもに対して親子料理教室や農作物の栽培等の食育に関する取り組みの充実を図ります。そのために管理栄養士による出前の講座や食生活改善推進員による親子料理教室等への支援を行います ・食生活改善推進員をはじめとする地域の人材やグループとも協力し合い、学校の料理教室（郷土料理や農園の野菜料理）等、学校栄養士とも連携しながら、充実を図ります ・「おどろ健康づくり大会」において、食生活改善推進員や学校、保育園・認定こども園との連携を図りながら、地域住民へ食育について啓発を行います ・食生活改善推進員による子どもの料理教室や乳幼児健診でのおやつや食事の指導など、推進員の資質の向上とさらなる活動の充実を図ります	○保育園等での食育育児講座 ・希望があった保育園で実施。育児講座と合わせて昼食試食会も開催されている ○食生活改善推進員による学校での郷土料理教室 ○町内食育担当者推進校討会議・研修会の開催 あさぎり健康21計画・食育推進計画に基づき、町内の食育に携わる関係機関・関係者（保育園・こども園・小中学校・食生活改善推進員等）が一同に会し、町の現状・課題・目指す方向を共有し、関係者が連携を強化し、一体となって食育活動を広げていく。	①食育に関する講座実施回数 ②郷土料理教室実施回数 ③町内食育担当者推進校討会議・研修会開催回数	① 0回 ② 0回 ③ 2回	① 1回 ② 0回 ③ 2回	① 0回 ② 1回 ③ 1回	2	保育園との連携、問題の共有化を図りながら、今後も希望する保育園等には実施していく予定。 郷土料理教室についても、計画はあるもののコロナ感染症拡大防止のため、R2・3年度は中止となった。引き続き学校との連携を図りながら継続実施していく。 町内食育担当者推進校討会議・研修会は継続実施しており、今後も保育園・こども園・学校・食生活改善推進員等と食の課題を共有し、健康の基本となる「食育」として、今後も一体となって取り組みを推進していく。 料理教室等の実施は感染症予防の観点から、実施が困難のため、夏休みに家庭で取り組んでいた「食育3チャレンジ」を小学生対象に4年度から実施した。今後も検討会議の中で学校と連携し継続していく。	1
			教育課 農林振興課	・小中学校においては、授業や給食を利用した食育を推進します。 ・JA青壮年部の指導により、米・野菜等の栽培を実施している各小中学校での学童農園事業を継続し充実を図ります。 ・地元でとれた生産物を地元で消費することに理解を深め、農産物を育て成長していく過程を親子で学ぶ機会を確保し、学校給食での地元食材の消費推進など、各種取り組みの検討を進めます	○食と農の交流フォーラム 農林振興課と連携し、毎年せきれい館で開催。	食と農の交流フォーラム開催回数	コロナウイルス感染症予防のため開催なし	コロナウイルス感染症予防のため開催なし	開催なし	1	今後も継続して実施。	1
			健康推進課教育課	・各種乳幼児健診の結果や保育園・認定こども園、小中学校での食育を関係機関と協議し、継続的かつ体系的な食育プログラムの整備について検討を進めます	○乳幼児健診におけるおやつづくり ○親子クッキング教室 ・保育園単位で開催。希望があった2か所を実施。	①親子クッキング実施回数	0回	1回	1回	3	食生活改善推進員による親子クッキング教室も定着化しており、その教室をきっかけに次年度から保育園独自で開催されることもある。今後もまた開催されていない保育園等を中心に実施していく。R2、3年度はコロナ感染症拡大防止のため、料理教室は中止。	1
		「目指せ！親子で定期歯科受診100%」の推進	健康推進課教育課	・乳幼児健康診査・両親学級・育児学級等の機会を通じて、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、正しい歯の手入れの仕方の啓発と「かかりつけ歯科医」での定期健診を推進します ・保健に関する有意義な取り組みを図るため、町内の医師、歯科衛生士や薬剤師等と行政との「あさぎり町医療連携会議」を継続的に実施していきます ・家庭での歯科保健に関する意識に格差が大きいことから、地域全体の歯科保健の向上のため、保育園・認定こども園で実施する歯科教室に多くの親の参加を促し、学ぶ場を提供していきます ・保育園・認定こども園・学校におけるフッ化物洗口事業を継続し、併せてR5年度からは10ヶ月・1歳半・3歳児健診でフッ化物塗布を開始し、むし歯罹患率を確認しながら、事業を評価していきます ・保育園・認定こども園・学校において、フッ化物洗口の実施と合わせて、子どもが自分で歯の管理ができるようになることを目指して、ブラッシング法や定期受診の重要性について学ぶ場を提供します	○保育園等への歯科衛生士派遣事業 ・H24年度までは中央での育児セミナーを実施していたが、H25年度からはセミナーを実施せず、園や学校での親子または子どもの歯科教室（フッ化物洗口事業の開始に伴い、意識向上に向けて開催）を行っている。R6年度は歯科衛生士の派遣はなく、歯ブラシ等の物品配布のみ。 ・R2～4年度までは、園での歯科教室においてコロナ感染症拡大防止のため、親子ではなく子どもだけの教室になることがあったが、R5年度からは親子での開催となった。 ○歯科保健検討会については、医療連携会議に含み、単独では開催しないこととした。	①保育所・認定こども園・学校への出前講座の回数 ②幼児歯科検診事業 ③歯科医師・歯科衛生士検討会 ④フッ化物洗口事業	①33回 ②10回 ③1回 ④幼児・小中学校1,487人（97.7%）実施 R3年度はコロナ感染症拡大防止に留意し事業を行い、計画通り実施した	①33回 ②10回 ③2回 ④幼児・小中学校1,427人（96.4%）実施 R4年度はコロナ感染症拡大防止に留意し事業を行い、計画通り実施した	①33回 ②18回（フッ化物塗布で10ヶ月健診8回が追加） ③2回（歯科衛生士会検討会） ④幼児・小中学校1,373人（97.1%）	3	・各保育所・認定こども園へは5歳児歯科教室として、また、各小学校の全学年と、中学校の1年生を対象に歯科教室を実施している。（歯科衛生士派遣はR5年度までで、R6年度から学校では養護教諭が歯科保健指導を行う） ・家庭での歯科保健に関する意識の格差が大きいので地域全体の歯科保健の向上に向けて、健診時の歯科指導においても個に応じた指導を実施していく。 ・フッ化物洗口の関連機材を検討し、関係者の業務負担の軽減をはかる。 ・学校の長期休暇中の機材の清潔保持。 ・歯周罹患率を確認し、事業の評価をする。（長期的には中学3年の歯周数で評価） ・R5年度からフッ化物塗布を乳幼児健診にて実施 年1回関係者の協議・確認の場を設けて、事業評価や課題について話し合う。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱②：健康づくりの推進	(2) 思春期の心と体の健康づくり	健康を守るための正しい知識の啓発	教育課	・学校において、食生活や睡眠のリズムを整えることの重要性を学習し、自身の生活を振り返る機会を作ります ・学校において、町内の保育園・認定こども園の協力を得て、乳幼児とのふれあいの機会を作り、命の大切さや親の愛情に触れる学習を実施します ・テレビやゲームが生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会を作ります ・保護者の理解と協力を得ながら、携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の実態を把握し、安全な利用と併せて、情報モラルや倫理観が育まれるよう児童生徒への啓発を行います	・通信機器の安全利用を進めるために、平成28年1月より町内校長会議や町PTA連絡協議会理事会等で了解を得ながら、町生徒指導部会においてガイドラインの原案を作成した。また、同年3月の教育委員会において策定に係る同意を得てガイドラインを策定し、町内小中学校におけるPTA懇談会や町広報誌等でも保護者や町民に対しての周知を行っている。	・あさぎり町「通信機器の安全利用に関するガイドライン」の周知	1回	1回	1回	3	・今後も機会を捉えて、ガイドラインの周知を行っていきたい。	1
			健康推進課	・健康診査や健康教育などの機会を通して、生活リズムと心身の健康や脳の発達との関係について学ぶ機会を作ります	○各種乳幼児健診受診者数 健診を通して健やかな発達を促し育児不安を軽減でき、子どもの頃から生活リズムを整える環境づくりができる	①3か月児健診 ②10か月児健診 ③1歳6か月児健診 ④3歳児健診	①80人 ②87人 ③80人 ④104人	①73人 ②74人 ③88人 ④90人	①85人 ②79人 ③82人 ④83人	3	生活リズムは体や脳の成長発達の基盤であり、子どもの力だけではうまく作ることができないため、家族全員が協力しながら環境を整えることが大切であることを今後も伝えていく。また、子どもの頃の生活習慣が、今後の生活習慣にも関係していくので、生活リズムを整え、良い生活習慣を身に付けることの大切さを伝えていく。	1
			健康推進課	・学校において、性や感染症について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます	○性教育学習支援 ・学校・保育園からの要望に応じて備品の貸し出しを実施。新規の備品等の購入はしていない。	性教育事業備品貸出し件数	2件	0件	0件	3	・現在貸し出しのほとんどは、妊娠シュミレーターや沐浴人形である。使用頻度は多くはないが、学校等での学習に必要がある場合は、引き続き貸し出しを行っていく。	1
			教育課		○学校での講演会等 毎年福田病院（熊本市）から助産師「片平起句」先生をお招きし、「命の大切さ」について講話を頂いている。	H29年度から中学校での事業実施。 あさぎり中学校2年生を対象に年1回	コロナにより中止	1回	1回	3	今後も継続して実施。	1
		思春期の悩みに応える体制づくり	健康推進課 教育課	・学校において、喫煙や薬物乱用、飲酒の影響について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます ・健康診査や健康教育などの機会を通して、親・家族や子どもを取り巻く地域住民に対して、喫煙や薬物乱用、飲酒に関する正しい知識と子どもの健康を守るための理解を求める啓発を行います ・母子健康手帳交付において、喫煙・飲酒の妊婦や乳幼児への悪影響について正しい知識の普及・啓発を行います	○学校での講演会等 毎年俳優の「内容正文」さんをお招きし、「薬物乱用防止」について講話を頂いている。 ○母子手帳文付時に妊娠前、妊娠中の喫煙・飲酒の状況を把握し、必要に応じて保健指導している	①H30年度から中学校での事業実施。 あさぎり中学校3年生を対象に年1回 ②妊娠前の飲酒率 ③妊娠前の喫煙率	①ー ②54.3% ③20.0%	①ー ②46.9% ③17.3%	①ー ②58.3% ③20.0%	①2 ②33	①事業の中止。 ②妊娠前に喫煙している妊婦において、妊娠後以降は禁煙できている状況であるが、出産後喫煙を再開されている方がほとんどであり、赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時にも引き続きタバコの害についての啓発をしていく必要がある	①5 ②31
			健康推進課 生活福祉課	・公認心理師によるカウンセリングを行い、気軽に相談できるよう相談日について地域住民に周知します ・中学校での心の健康づくり講話を行います	○カウンセリング事業 メンタルヘルス相談（年6回）の中で思春期も対象としている。 ○こころの健康講座 中学1年生を対象に、SOSの出し方、ストレス対処法について講演会を実施している。	①相談者のべ人数	3件	4件	6件	3	今後も継続して実施。 中学校主催の「こころの健康講座」については、中学校が配置されているスクールカウンセラーを講師に、独自に企画・実施された。その時間を活用し、終了後に卒業後も相談窓口があることの周知を行った。	1
			教育課	・より充実した子どもたちの心の健康を確保するため、中学校への心の教室相談員の継続的な配置に努めます	○心の相談室事業 あさぎり中学校に相談員を配置する。	相談件数	1971件	2092件	2195件	3	相談件数は年々増加傾向にあることは、教室に行くことができない生徒が別室登校出来ている点において重要な居場所となっているため、今後も継続して実施する。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱②：健康づくりの推進	(3) 安心して子どもを産み育てる医療体制の確保	医療体制の確保	健康推進課	・小児科の休日・夜間の医療体制について、広域的に医療機関と連携し充実に努めます ・休日当番医については、各種新聞以外に町の広報紙・町ホームページで町独自に周知します ・産科医療の確保に、広域的に医療機関と連携して取り組みます	○小児休日診療委託事業 ・子どもたちの休日の医療体制整備のために、郡市の医師会に委託している。町の利用件数は近年減少傾向にある。	①休日小児救急医療の町民利用件数	件数 把握できず	件数 把握できず	件数 把握できず	2	なるべく休日の受診をしないよう、日ごろの健康管理や適正な受診について保護者に啓発していく。 令和4年度から産科医療の確保に向けて南九州中部地域医療連携協議会が'発足し検討を開始している	1
		適正な医療のかかり方の啓発	健康推進課 生活福祉課	・予防接種については、適切な時期により安全に接種できるようかかりつけ医による個別接種としますが、管外での広域接種事業や県外での接種に対応した償還払い制度、場合によっては集団接種で実施するなど、対象者が接種しやすい方法を検討します ・接種医療機関や保護者に対して、予防接種による事故や過誤防止のために正しい知識の啓発に努めます ・妊娠中の健康管理の充実のため、母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊婦健康診査の定期受診を勧めるために費用の助成を継続します ・子どもの急な病気への対処法を健康診査や学級等で啓発するとともに、電話による医療相談（小児救急電話相談（＃8000））の周知を図ります ・子ども医療費助成制度について適宜周知するとともに、適正な受診の啓発に努めます	○予防接種 ・予防接種法の改正等に伴い予防接種種類の増加や接種開始年齢が2ヶ月から開始になるなど個別接種の方法を主としながら、接種内容によっては集団接種を行うなど対象者が接種しやすい体制を図ってきた。 ○妊婦健康診査 ・一般妊婦健康診査に加え平成29年からは熊本型早産予防事業を開始し検査項目の追加と歯科検診受診券を交付している。	①集団接種で実施していた予防接種項目数 ②個別接種で実施できる項目数 ③委託料	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類（B類含む） ③妊婦6,923千円	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類（B類含む） ③妊婦7,465千円	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類（B類含む） ③妊婦6,308千円	3	今後も乳幼児の予防接種は種類が増えていく事が考えられる（H28年度B型肝炎、R2年度ロタウイルス開始）。R4年度からは子宮頸がんワクチン予防接種の積極的勧奨が再開。また積極的勧奨を実施していない年代においてはキャッチアップとして定期接種で実施できることを広報した。R6年度から五種混合開始。 妊婦歯科健診については、今後も妊娠中の健康管理の充実の1つとして早産予防を含め母子手帳交付時の面談の中で健診の意義や効果について啓発していく。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり	（１）子どもの生きる力と家庭の子育て力の向上	子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実	教育課 社会福祉協議会	・地域と子どもたちのボランティア意識高揚を図るための取り組みや指導者の育成・支援に努めます ・青年団の協力により実施している体験活動について、団員と子どもたちとの貴重な交流の場にもなるよう、さらなる充実を図ります ・地域での老人クラブとの交流活動や、障がい者支援施設での中・高校生ワークキャンプ等のさらなる充実を図ります ・社会福祉協議会での福祉学習活動の充実を図り、障がいの疑似体験セットの貸し出しや児童・生徒を対象とした福祉入門講座について企画・推進します ・地域での子どもと高齢者の交流推進のため、老人クラブ単位での意識向上やリーダーの養成などについて検討を進めます	○子ども体験活動の実施 ○福祉学習活動の充実	①体験活動回数 ②体験活動参加者 ③疑似体験回数 ④疑似体験参加人数	①中止 ② 0名	①1回 ②14名 ③2回 ④34名	①1回 ②19名 ③2回 ④34名	3	青年団の協力のもと、年2回の体験活動を実施している。子どもたちにもものづくりやアイススケートなどの体験の場として、また青年団員と子どもたちの交流の場にもなっているので、継続して行っていく。 ・各学校で疑似体験教室の開催。 ・老人クラブ活動の中で世代間交流の促進が図れる様支援を行う。	1
		子育てを学ぶ機会の提供	健康推進課 教育課	・妊婦や子育て中の両親を対象とした育児学級等、親や子の健康管理や楽しい子育てにつながるようさらなる内容の充実を図ります ・乳幼児を育てる保護者が最も関わりのある保育園・認定こども園において、子育てについて広く深く学ぶ機会が得られるよう、学習の場の開催等を関係者に働きかけます ・母子健康手帳交付日には、両親学級に確実に参加するよう呼びかけるとともに、学級の内容充実を図ります ・家庭教育やしつけ、児童心理等を学んだり、青少年の健全育成につながるような講座や講演会等の開催を企画し実施に努めます ・子育てををする親同士が触れ合う機会を増やし、成長していけるよう「親の学びプログラム」の活用を推進します	○両親学級 ・月2回の母子手帳交付の際に、母子手帳の活用や妊娠中の健康管理等、妊産婦や赤ちゃんの健康管理や安心で楽しい子育てにつながる学級を開催している。 ○就学時健診や保育園等の研修の中で保護者向けに開催してる。	①母子手帳交付時の学級への参加率 ②母子手帳交付の学級への父親の参加率 ③親の学びプログラム	①80.0% ②18.6% ③ 59回	①81.2% ②19.8% ③ 32回	①80.0% ②23.3% ③67回	3	母子手帳交付や乳幼児健診への父親の参加を呼びかけていき、母子の健康管理や楽しい子育ての支援につながるようにする。 両親学級への父親の参加は令和5年度は2割強と年々増えており、初産婦では父親の参加する割合は経産婦より高い。令和6年度から、母子手帳交付を個別交付とすることからできるだけ両親で来ていただくように啓発するとともに、出生以後の赤ちゃん訪問、健診や学級の場で父親の子育て参加の重要性について啓発する。 家庭教育力の向上のために、様々な場面での親の学びプログラムの活用を図っていく。 家庭教育の充実のため、各学校（6校）の保護者を対象に家庭教育講演会を実施する。	1
	（２）開かれた学校づくりの推進	地域の人材（ゲストティーチャー）の活用	教育課	・学校応援団事業として、地域住民や職場の人を学校にゲストティーチャーとして積極的に招き、地域住民がもつ有能な技量を最大限に活用することで、小・中学校での授業内容の充実を図ります	○地域学校協働活動	各小中学校での事業実施	年1回	延べ4,196人	延べ4,248人	3	今後も継続して実施	1
		学校開放の推進	教育課	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、地域と学校が互いに連携・協働する活動を推進します ・小中学校は、地域行事等に積極的に参加し、児童生徒と地域住民とのさらなる交流を図ります	○コミュニティスクール	①学校運営協議会 各小中学校での事業実施 ②地域学校協働本部運営委員会	年1回	①各3回 ②1回	①各3回 ②1回	3	今後も継続して実施	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性	
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり	（１）交通安全確保の充実	交通安全指導の推進	総務課 教育課	・交通安全指導員による交通安全指導や各单位子ども会による街頭指導、PTAや老人クラブなどの社会教育団体による「あいさつ運動」を全校区での活動として推進します ・子どもたちの自転車の安全運転意識の向上を図る意味から、交通安全協会主催の自転車安全運転コンクールへの積極的な参加を呼びかけます ・自転車を利用する児童・生徒に対し、自分自身が加害者になることも念頭に置きながら、交通安全ルール遵守についての指導徹底を図っていきます	○各小中学校交通安全教室 ・年に１回、小中学校での交通安全教室を実施	○小中学校交通安全教室	各校年1回	免田小 岡原小 各年1回	各校年1回	3	今後も継続して実施	1	
		通学路の安全整備	建設課 総務課	・通学路整備や、信号機やミラー、防犯灯等の設置への要望には、緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます ・PTA活動等により通学路等の地区危険マップ作成及び点検を実施するなど、実態把握を推進し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます	○通学路・安全施設整備 ・統合中学校に伴う通学路整備として平成30年度～令和4年度までに、堂ノ下線L=920m、今井中学校線L=165m、古町永才線L=420m、黒田古町線L=1,100m、岡原免田線L=360m、免田町中央通り線L=350mの施工を実施する。 ・安全施設・一部拡幅については、令和4年度までに免田百太郎線L=2,348m、宮床線L=183m、下里永峰線L=900mを実施する。	①歩道整備延長 ②安全施設設置延長		②別府線防護柵 L=60m 大正町桜馬場通り線力ラー舗装工事 L=241m 免田中央通り線力ラー舗装工事 L=71m	①古町永才線歩道整備工事 L=148m ②下里永峰線交通安全対策工事 L=307m ②上西清水線交通安全対策工事 L=53m ②別府線防護柵工事 L=78m ②免田百太郎線防護柵工事 L=33m	①古町永才線歩道整備工事 L=273m ②岡原免田線歩道整備工事 水路工事、用地買収③免田町中央通り線用地、家屋買収	3	今後も社会資本整備総合交付金や交通安全補助を活用し、歩道整備や歩行空間の確保を実施する。児童生徒の安全を確保するため、通学路の防護柵設置を継続して実施する。	1
			総務課 教育課		○通学路危険箇所点検 ・関係機関による合同点検等により通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを行います。	通学路危険箇所点検	年1回	年1回	年1回	3	今後も継続して実施	1	
	（２）防犯対策の充実	地域の防犯対策の充実	教育課 総務課 社会福祉協議会	・PTA活動により実施されている防犯パトロールとともに、小学校各校区に地域学校安全指導員を設置し、学校応援団をはじめ、地域住民の理解と協力により、子ども見守り活動の充実を図ります ・「子ども110番の家」の設置の充実や設置箇所の確認、見直しを進めるとともに、子どもの防犯ブザーの携帯を推進し、緊急時の子どもの保護等について、地域住民の理解と協力を呼びかけます ・地域安全指導員などによる青色回転灯を装着したパトロール車両による防犯パトロールを実施し、町内における犯罪の発生を未然に防止します ・防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動のさらなる推進に努めます ・社会福祉協議会では、町内の行政区が主体となるご近所支え合いネットワーク事業を展開し、地区役員及びボランティア有志の地区福祉委員による、子どもの地域見守り活動を支援します。	○子ども110番の家 ・「子ども110番の家」の設置拡充に取り組むとともに、青パトによる防犯パトロールを実施。 ・子どもの地域見守り活動を支援します ・マンパワーの不足分については、各種団体への協力を願うなど、活動協力者の充実を図る。	・「子ども110番の家」設置箇所 ・ご近所支え合いネットワーク 実施地区数	498か所	①449か所 ②14か所	①449か所 ②15か所	3	・設置箇所の確認、見直しを行う。 ・新規設置箇所の拡充。 ・古くなった旗やボールの更新を随時行う。 ・行政区内のご近所支え合いネットワーク活動の充実。 ・ネットワーク構築に向けた地域支援の充実。	1	
		小・中学校における防犯対策の推進	教育課	・「大きな声で近くの大人を呼ぶ」、「防犯ブザーの効果的活用」、「子ども110番の家に駆け込む」等、子どもが防犯上の対策を身に付けるための学習機会の提供に努めます ・小・中学校において不審者が侵入した場合を想定した実践的な訓練を実施し、不測の事態に備えます ・子どもたちの登下校時の事故や校内への不審者の侵入などに速やかに対応するため、危機管理マニュアルを策定し、訓練等の実施に努めます	○交通安全・防犯教室 ・各小中学校における防犯対策の推進	交通安全・防犯教育の実施	年1回	年1回	年1回	3	地域と一体になったコミュニティ・スクールに取り組み、地域の方の見守りなどの充実を図る。	1	

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
(3) 子育てしやすい生活環境の整備		バリアフリー化の推進	教育課 建設課	・公民分館などの公共施設において、バリアフリー化の必要性を認識し、区からの要望にあわせ、バリアフリー化の推進に努めます	○バリアフリー化の推進 ・未実施	①スロープ設置や段差の解消	0分館	0分館	0分館	2	公民分館新築整備においては、バリアフリー化を進めるが、既存公民館においては、地区の意向にもよるため、整備する場合はバリアフリー化に努める。	1
		子ども連れにやさしいトイレ等の整備	総務課 建設課 商工観光課 健康推進課 農林振興課	・公共施設などにおいて、子どもサイズの便器・手洗い、ベビーベッド、授乳室などの整備の推進に努めます	○公共施設等のトイレ	①トイレの改修 ②オムツ交換台 ③ベビーベッド ④授乳室	-	-	-	1	本庁舎トイレ改修に合わせ、多目的トイレにおむつ交換台の設置を行ったり、ふれあい福祉センター改修に合わせ授乳室やオムツ交換台の設置を行った。 今後ニーズに応じた整備の推進に努める。	1
		教育・保育施設の整備	生活福祉課	・教育・保育施設において、老朽化がみられる場合は必要に応じて、国、県、町の補助金を活用し整備に努め、地震や台風などの自然災害の脅威から子どもたちを守ります	○教育・保育施設の整備	保育園・認定こども園の施設整備	0か所	1か所	0か所	3	園からの要望があれば国、県の補助金を活用し整備を実施するが、児童の減少による施設規模の決定が難しい。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり	(1) 保育サービス等の充実	保育園、認定こども園における子育て支援の推進	生活福祉課	・国や県の補助金を活用し、延長保育などさまざまな保育・教育のサービスを提供することで、保護者のニーズに対応します	○通常保育・教育事業：公立保育所についてはH28.4月に民営化し、2つの幼稚園が認定こども園に移行。令和2年度から保育園8か所、認定こども園4か所での実施。 ○延長保育事業：保育園に対し延長時間と利用児童数によって補助金を交付 ○休日保育：補助金を交付	実施箇所数	通常保育：12 延長保育：8 休日保育：1	通常保育：12 延長保育：9 休日保育：1	通常保育：12 延長保育：6 休日保育：1	3	延長保育及び休日保育については、保護者の就労形態の多様化等により需要が高いため、今後もニーズ把握を行いながら本当にサービスが必要な保護者の支援となるよう努めていく。	1
		一時預かり事業の充実	生活福祉課	・冠婚葬祭や保護者の病気等のため、家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的に預かりを行う事業の充実を図ります ・通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、認定こども園が行う教育活動の充実を図ります	○預かり保育：保育園で実施 一時預かり：認定こども園で実施	実施箇所数	預かり保育：8 一時預かり：4	預かり保育：8 一時預かり：4	預かり保育：8 一時預かり：4	3	今後も必要なサービスとして保育園、認定こども園で実施できるよう支援していく。	1
		病児・病後児保育事業の充実	生活福祉課	・病気やけがで家庭や集団保育の困難な乳幼児や児童を、公立多良木病院企業団に付設された専用スペース「ホッと館」や認定こども園において、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと仕事の両立支援を行い、児童の健全育成を図ります	○病児病後児保育事業（ホッと館） ・上中球磨4町村が共同で公立多良木病院へ委託して実施 ○病児病後児保育事業（あさぎりこども園）	①利用者数（あさぎり町） ②利用者数（4町村合計） ③病後児保育利用者数	①108人 ②272人 ③59人	①142人 ②300人 ③63人	①255人 ②412人 ③78人	3	利用促進に向けて周知広報を行っていく。	1
		放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	生活福祉課	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供することによって、子育てと仕事の両立を支援し、放課後や長期休暇等における子どもたちの安全を確保する等、集団生活による子どもの健やかな成長を図ります	○放課後児童クラブ ・平成22～25年度までは町内5か所（各校区）にて運営され、全てにおいて放課後児童健全育成事業対象団体でした。 ・平成28年度からは6か所、平成29年度からは7か所が当事業の実施対象。	①実施箇所数	①8箇所	①8箇所	①8箇所	3	施設の老朽化により、移転したり、運営主体を変更するクラブがあります。スムーズに移転、移譲ができるように行政もサポートします。クラブ数は、これ以上増えない見込みです。	1
	(2) 男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進	職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	総務課（R3～）企画政策課	・「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」に基づく取り組みの充実を図っていきます ・職場や家庭、地域において男女共同参画を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等に努めます ・役場内の全管理職から構成する「男女共同参画庁内会議」を主体に、関連する部局での具体的な実践を推進・支援します ・地域の関係諸団体や住民代表などからなる「あさぎり町男女共同参画推進懇話会」による意見交換や情報の共有化、各種活動などの推進を図ります ・県や近隣市町村、関係団体等で構成される「人吉球磨地域男女共同参画地域連絡会議」と連携を図り、セミナーの開催等積極的な活動を推進します。ただし人吉球磨連絡会議は、豪雨災害の影響により令和2年度以降活動休止中。	○あさぎり町男女共同参画推進懇話会 ・29年度に「あさぎり町男女共同参画推進基本計画（第2次）」を制定。 ・町懇話会・委員研修会を年に各1回開催し、広報啓発など各種活動の推進を図っている。 ○広報・啓発活動 ・計画概要版パンフレットを町民へ配布して広報・啓発を実施	①町懇話会・研修会の開催 ②計画概要版他パンフレット配布数 ③HP公表・パブコメ	①町懇話会4回 ・研修会コロナの関係で未実施 ②配布なし（R4配布予定） ③第3次男女共同参画推進基本計画を制定し、令和4年3月15日付けHPに公表	①町懇話会5回開催 ・うち1回研修会実施 ②計画概要版を作成して関係機関へ配布した。1000部同内容記事を広報あさぎりに4回にわたり掲載 ③男女共同参画推進条例の策定にあたりパブリックコメントを実施（令和4年9月～10月）意見ゼロ件 令和5年3月議会で男女共同参画推進条例を提案、可決成立。	①町懇話会4回開催 ・うち1回研修会実施 ②R4で完了。R5はガイドブック策定の協議を進めた。 ③R4までで完了。R7年度に次期計画策定のための町民意識調査を実施する予定。	3	基本計画に基づく取り組みが今後必要になってくる。個人・グループの自主的な活動に向けた広報・啓発活動を継続する。 令和3年度中にあさぎり町男女共同参画推進懇話会で協議し、令和4年度から令和8年度にかかる第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画を策定し、令和4年3月15日付けで制定した。令和4年度からはこの第3次基本計画に基づく取り組みを行っていくこととなる。 なお、令和3年度の第2回推進懇話会で、懇話会会長名で町に対して「男女共同参画推進に関する条例の基本的考え方」についての意見具申が行われ、これを受けて条例の制定準備にかかるよう町長からの指示があった。令和4年度中の条例制定に向けての準備を進めていく。 令和5年3月議会で「あさぎり町男女共同参画推進条例」が制定されたことから、R5.4.1以降これまでの推進懇話会が「あさぎり町男女共同参画推進会議」となり、引き続き取り組みを進めていく。制定された条例に課題も残されており、パートナーシップ制度や住民向けガイドブックの策定等を当面の取り組みとしていく予定。 R7年度：町民意識調査実施予定。R8年度：第4次男女共同参画推進基本計画策定予定。	1
		「仕事と家庭の調和」の推進	健康推進課	・母子健康手帳交付時に夫婦（パートナー）での参加を促し、家族が協力しながら子育てする意識の向上を図ります ・母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度に関わる情報提供に努めます	○育児休業制度の周知広報 ・両親学級、母子手帳交付時に妊娠中から子育て期間における休業や手当に関する情報を提供した。	取組の柱③と同様	70人	81人	60人	3	妊婦の9割以上が就業しており、職場の人間関係や休暇の取り方でストレスに感じている人もいるが、職場においては体調が悪い時期には出勤への配慮をしてもらえるところや、業務内容の変更などに対応しているところも増えてきている。今後も母性健康管理指導事項連絡カード等の資料など就業している妊婦には周知、配布していく。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぱらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり	(3) 子育て家庭への経済的支援	各種手当・助成制度に関する情報提供	教育課	・児童手当や就学援助費の支給制度等、各種手当、助成制度の周知・普及を図るため、子育て情報誌や広報紙、ホームページ等を活用した情報提供の充実を推進します	○就学援助・奨学金制度等の周知・広報 ・広報紙に内容の掲載	広報紙掲載回数	2回	2回	2回	3	今後も継続して実施する	1
			生活福祉課		○各種手当・助成制度の周知・広報 ・児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療助成制度について、広報誌・ホームページに制度案内の掲載	広報誌・ホームページ掲載回数	各1回	各1回	各1回	3	今後も各媒体を活用し、周知・普及を図り情報提供の充実を推進します。	1
		保育料等の軽減	生活福祉課	・保育園・認定こども園において、町独自の保育料により保護者の経済的負担を軽減するとともに、国・県の制度に準じて多子世帯の保育料を軽減する事業を今後も継続して実施していきます ・国・県の制度に準じて副食費（おかず代等）の支援を実施していきます	○国に準じて低所得者、ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯の保育料軽減。県の多子世帯子育て支援事業により18歳未満の子どもの範囲で第3子以降の保育料無料。	対象世帯	42世帯	41世帯	52世帯	4	多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に今後も継続して実施する。	1
		子ども医療費助成制度の充実	生活福祉課	・子ども医療費助成制度について、助成内容等の周知を図るために、保護者への通知や広報誌、ホームページ等を活用した情報提供に努めます	○子ども医療費助成制度 ・高校3年生までを対象とした給付を継続実施	①支払額 ②受給者数	①40,601,126円 ②2,003人	①41,966,121円 ②2,241人	①53,987,249円 ②2,144人	4	・令和3年10月1日からインターネットでの申請受付を開始 ・令和4年9月1日から対象年齢を高校3年生（18歳）まで拡大 ・令和6年1月1日より県内の医療機関及び薬局の外來診療分を現物給付開始	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実	(1) 障がいや病気等がある子どもへの支援	早期発見・早期療育体制の整備	健康推進課	・乳幼児健康診査と相談・家庭訪問等で把握された要観察の乳幼児については、定期的に連絡や訪問するなどして、状況を確認するよう努めます ・乳幼児健康診査等の未受診の家庭は状況把握に努めます	○乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査 ・健診内容や家庭訪問での確認事項や指導方法などをスタッフ間で密に話し合いながら、慎重に実施している。また、保育園・認定こども園や療育関係等の専門スタッフとの連携や支援を受けながら、広く情報を集めて、早期発見・療育につながるよう努めている。	①乳児訪問率 ②1歳6か月健診受診率 ③3歳児健診受診率	①100% ②98.7% ③99.0%	①100% ②98.9% ③96.8%	①100% ②100% ③98.8%	3	・健診や学級への出席について、欠席理由等の連絡がない未受診家庭に関しては、電話連絡するなどの確認を行っている。複数回欠席した家庭には、受診確認のために訪問したり、園に子どもの様子を観察に行くなど未受診者対応マニュアルに沿って今後もフォローしていく必要あり。	1
			教育課	・乳幼児健康診査の方法や問診内容などについて、療育の専門家と協議しながら検討します ・上・中球磨巡回支援専門員整備事業により、発達障がい等の疑いのある子どもを就学前の早期に発見し、また、その保護者との関わりも深めながら、適切な療育につなげていきます ・保育園・認定こども園等の関係機関と療育を行う事業者との連携を強化します ・障がいのある子に対する福祉サービス等の制度や支援費制度の周知を図ります	○就学時健診 健康診断結果に基づき、疾病等の治療を勧告するとともに、保健上必要な助言を行い、就学に関して指導を行う。	就学時検診の開催	1回	1回(4力所)	1回(4力所)	3	今後も継続して実施する	1
			生活福祉課		○上・中球磨巡回支援専門員整備事業 ・あさぎり町・上球磨3町村合同による発達障害等の疑いのある子供たちを、就学前に早期に気づき療育につなげるための支援として、保育園等に専門員を派遣する事業。 ○各種手当 ①特別児童扶養手当 ②障がいの児福祉手当 ③特別障がいの児福祉手当	○巡回支援 ①気づき児童数 ○各種手当等 ・広報回数・年1回広報誌およびホームページに掲載 ②特別児童手当受給者数 ③障がいの児福祉手当	①246名 ②57名 ③7名	①207名 ②62名 ③8名	①241名 ②65名 ③6名	3	○巡回支援相談事業 コロナウイルス感染拡大防止により、延べ人数が昨年度より減少しているが、巡回支援を継続することで事業への理解が深まっており、支援が必要な子どもへの適切な対応ができています。 今後は保育園等のニーズを把握し、より適切な支援へつなげる。	1
		相談支援体制・交流活動の充実	健康推進課	・相談支援の充実を図り、適切なケアマネジメントが実施できるよう関係者の資質向上も含め、総合的な支援の充実を推進します ・地域療育支援センターの療育コーディネーターや関係機関と連携し、地域における専門的な療育体制の充実を推進します ・療育から就学、地域での生活も含めて、家族や関係機関と連携をとりながら、継続した相談支援が行えるよう努めるとともに、保護者の障がいの受容を促す活動についても、十分に検討しながら取り組んでいきます ・保護者同士の交流により、お互いの情報交換や相談などができることから、交流の場づくりの支援を継続して行います ・障がいのあるなしに関わらず、地域で多くの人と交流しながら育つように、地域活動（子ども会など）への参加・交流の促進に取り組んでいきます	○町の発達相談・人吉球磨精神圏域発達相談 ・町の発達相談、人吉球磨精神圏域発達相談、発達外来、専門機関等への紹介など相談支援体制は整いつつある。 ○地域療育センター連携による保育園等訪問 ・定期的に地域療育センター相談員と保健師による保育園等への訪問を実施している。保育園・認定こども園への巡回相談を上球磨4町村で実施しており、気になる幼児への関わり方に対する支援を強化している。 ○障がい者・家族会活動支援 ・障害をもつ親の会「さくらんぼ会」の活動支援を行い、親同士の交流の場を持っている。また、継続した療育が行えるよう「療育ファイル」を作成し、対象者には無償で配布している。	①町の発達相談回数 ②人吉球磨精神発達相談回数 ③園訪問回数（地域療育センター同行） ④巡回支援回数 ⑤さくらんぼの会開催回数 ⑥発達外来相談回数（延べ）	①28回 ②6回 ③24回 ④157回 ⑤2回 ⑥6回	①10回 ②4回 ③24回 ④133回 ⑤2回 ⑥0回	①17回 ②0回 ③24回 ④126回 ⑤2回 ⑥0回	3	・ここ数年で発達に関する相談体制は多様になり、また相談機会を増やすことができ、家庭や保育園への支援は整いつつある。しかし療育等の必要性があると思われるも、保護者の理解が得られず療育につながらないといった課題がある。その場合は周囲（保育園等）の理解を得て環境を整えるようにしているが、巡回支援利用状況も園によってまちまちである。発達障がいに関しては、目に見えない障がいであり、保護者の理解を得ることが難しい場合がある。理解を得るためには、健診等における啓発のみでなく、日ごろから子どもの様子をよく見ていただいている園担任と保護者とのつながりも大切である。 障がいをもち親の会「さくらんぼの会」についても、支援学級や、療育等を利用しているお子さんの保護者に呼びかけ、数か月に1回茶話会を中心とした交流会を継続して行っていく。	1
			教育課	・社会福祉協議会の「青空ピクニック」等の活動や福祉施設の行事等を活用し、障がいのある子どもや家族と、ボランティアなど地域の人も参加する広く交流できる機会の提供に努めます ・障がいのある人、子ども、その家族がよりよい生活を送るための意見の発信、そのための意見の集約及び研修の場として、「あさぎり町三障がいの家族会『パレット』」を活用し、家族等の相互の交流と事業の充実を図ります	○就学時健診 健康診断結果に基づき、疾病等の治療を勧告するとともに、保健上必要な助言を行い、就学に関して指導を行う。	就学時健診の開催	1回	1回(4力所)	1回(4力所)	3	今後も継続して実施する	1
			生活福祉課		○地域療育事業 人吉球磨圏域で行っている事業として、在宅障がい児や保護者に対し、療育相談員が療育に関する相談や助言等を行っている。	相談件数 ①訪問支援 ②施設支援	①16件 ②32件	①17件 ②35件	①21件 ②44件	3	障がい児に対する支援は、まだまだ不足している状況にあり、そういう中で療育に関する相談は今後も増えていく傾向にあると思われる。受け入れ態勢の確保に努める。	1
		障がい児保育の充実	健康推進課	・身近な地域で安心して生活し、その乳幼児の発達や障がいにあわせて療育や保育が受けられるよう、関係機関とも連携を図りながら、障害児保育事業のより一層の充実を推進します ・障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育園や認定こども園に対し、補助を行うことにより、障がい児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を図ります ・障がい児に関わる保育士や保育教諭が、自信を持ち安定した保育を行えるよう、研修会等への参加を推進する取り組みを行います	○地域療育センター連携による保育園等訪問 ・地域療育センターとの同行訪問を定期的に実施するとともに、保育園からの相談に適宜応じている。	園訪問回数	24回	24回	24回	3	地域療育センター相談員や療育施設等のスタッフに支援を受けながら継続する。	1
			生活福祉課		○障がい児通所支援 ・療育に関する支援が必要と認められた児童が、専門知識を持つ事業所に通い、療育の支援を受けることで日常生活や社会参加への支援を粉う。	利用者数	99人	100人	95人	3	療育の支援が必要な児童は年々増加傾向にあるが、その児童が利用する事業所によっては偏りがあり、受け入れ態勢ができていない状況にあると思われる。 また、計画相談支援員が不足しており、待機している状況もある。質の向上と相談員の確保に努める。	1
					○障がい児保育事業 ・障がい児を受け入れている保育園に対し補助金を交付し、障がい児の保育の促進と障がい児の処遇の向上を図る。	実施箇所数	10箇所	10箇所	9箇所	2	障がい児の保育環境の向上を図るため、今後も障がい児を受け入れ、職員体制を整えている園に対し、補助を継続する。	1

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実		就学相談・教育体制の充実	健康推進課	・障がいの疑いや発達の遅れなど経過を観察する必要がある子どもや、不安を抱えている家族には、相談や家庭訪問をしながら、その人の状態にあった支援を行います ・就学や教育に関する相談は、親や家族の希望を確認し児童・生徒の状態にあわせた教育の受け入れ体制や支援等について、関係機関と連携しながら検討していきます ・「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」等を活用し、福祉・保健・教育との連携体制の一層の充実を図ります	○就学相談 ・就学の際は、事前に教育委員会に健診結果等の情報を上げるとともに、保護者に就学相談を勧めている。また、保護者の就学に向けての悩みや心配事の相談にも応じている。	事前に教育委員会に情報提供した人数	87人	89人	96人	3	今後も教育委員会とは連絡を密にし、保護者の了解を得ながら情報の提供に努めていきたい。	1
			教育課	・学校等での「福祉教育」を推進し、児童・生徒が、障がいについての正しい知識を学び、理解を深められるように努めます ・学習や生活について特別な支援を必要とする子ども（LD：学習障がい、ADHD：注意欠陥/多動性障がい、自閉症スペクトラム等の子ども）一人ひとりの教育的なニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の確立に努めます	○就学相談 ・小学校入学時の児童・保護者に対し、健康推進課や幼稚園、保育園、こども園と連携し、就学に関して相談を実施している。 ○特別支援教育 ・町内幼・保等、小、中学校及び南校高校で特別支援連携協議会を組織し、支援体制の充実を図る。	実際に就学相談を行った人数 特別支援連携協議会の実施回数	22人 年6回	22人 年6回	9人 年6回	3	今後も関係機関と連携し、早期からの児童・保護者支援に努めていく。 継続して実施する。	1
	（2）ひとり親家庭への支援	子育て・生活支援の推進	生活福祉課	・社会福祉協議会が実施する一日父親・母親事業の充実を図るとともに、そのために保護者の意見を多く取り入れることができる場を設けるなどの方策を講じます ・民生委員・児童委員の家庭訪問等による子ども家庭に対する相談援助の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます	○ひとり親家庭巡回相談 ・毎年1～2月、役場生活福祉課において夜間の無料相談を実施	ひとり親家庭等に対する無料相談所を開設。	0回	0回	0回	1	球磨福祉事務所主催事業であるため町においては広報周知及び相談会の提供となるが、参加者が少数なため今後も情報提供等努めていく。	5
			社会福祉協議会		○一日父親・母親事業 ・年1回、親子の交流事業を開催する。 ・困り事についての相談には随時対応する。 ・令和3年度に「ボヌール会」（ひとり親家庭福祉協議会）を設立。	ひとり親家庭親子交流会 ①参加家族 ②参加人数	クリスマス会 ①12世帯 ② 32名	グリーンランド ①4世帯 ②12名	わがママ福岡 ①6世帯 ②17名 いちご祭り ①10世帯 ②26名	3	・事業の充実。 ・ひとり親家庭への支援を行う。	1
		就業促進のための支援	生活福祉課	・教育訓練給付制度活用の周知により、能力開発の取り組み支援を行うとともに、個別的な就業支援のための相談支援に努めます	○教育訓練給付制度の周知 ・毎年1回、児童扶養手当の現況届に合わせてパンフレットを配布	パンフレット配布数	205人	196人	193人	3	今後も継続して実施する	1
	（3）児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止・里親に関する啓発	健康推進課 教育課 生活福祉課	・町イベントでのチラシ配布による広報活動、町広報誌での記事掲載に加え、ホームページでの広報・啓発活動に努めます ・各学校、医療機関へポスター掲示による啓発と周知を図ります	○虐待防止・里親啓発・広報 ・公共機関等にポスター掲示・配布 ・虐待防止啓発の広報誌掲載	虐待防止啓発の広報誌掲載回数	1回	1回	1回	3	今後も継続して実施する	1
		乳児家庭全戸訪問事業等の充実	健康推進課	・乳幼児を育てる家族の悩みや心配ごとに寄り添い、児童虐待リスクの軽減を図るため、乳幼児健康診査での相談支援と乳児家庭全戸訪問事業等の活動を充実させます ・乳児家庭全戸訪問事業等に関わる保健師や母子保健推進員について、研修等により相談支援の質の向上に努めます	○乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査 ・健診内容や家庭訪問での確認事項や指導方法などをスタッフ間で密に話し合いながら、慎重に実施している。また、保育園・認定こども園や療育関係等の専門スタッフとの連携や支援を受けながら、広く情報を集めて、早期発見・療育につながるように努めている。	①乳児訪問率 ②1歳6か月健診受診率 ③3歳児健診受診率	①100% ②98.7% ③99.0%	①100% ②98.9% ③96.8%	①100% ②100% ③98.8%	3	保健師が産後に乳児訪問を行っているが、今後の状況確認や継続支援を行うため、各乳幼児健診や母子保健推進員の訪問、子育てサロン、保育園、認定こども園等と連携しながら見守っていく。里帰り出産であれば里帰り先に滞在される家庭には、母と連絡を取り、滞在先での赤ちゃん訪問を依頼するなどして対応していく。	1
		地域の人材等の活動の充実	健康推進課 教育課 生活福祉課	・主任児童委員、民生委員児童委員の家庭訪問等による相談支援及び関係機関との連携強化を図ります ・母子保健推進員の家庭訪問による育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します ・子育て不安や児童虐待等に関わる研修の参加に努めます	・主任児童委員・民生児童委員・母子保健推進員の活動については、取組みの柱①と同様	柱①と同様	-	-	-	3	支援の充実を目指して研修を重ねながら、今後も赤ちゃん訪問や健診への参加を通じて虐待予防に努める。	1
		相談支援体制の充実	健康推進課 教育課 生活福祉課	・保育園、認定こども園、小中学校、高校、球磨支援学校等と連携し、保護者と子どもの相談につなげます ・身体的暴力、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待などの相談に研修を受けた職員が対応し、児童虐待の解決に取り組みます ・子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置を検討し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます	○要保護児童対策地域協議会（あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク） ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・子育て世代包括支援センターはR3年10月設置を目標に進めている。現在月1回生活福祉課、健康推進課において妊産婦および乳幼児等支援会議として情報共有を行っている。 ・子ども家庭総合支援拠点については検討中。	①子育て世代包括支援センター ②子ども家庭総合支援拠点の設置状況	①R3設置済み ②R4.10月設置予定	①妊産婦および乳幼児等支援会議12回/年 ②子ども家庭総合支援拠点R5.1月設置済	①妊産婦および乳幼児等支援会議12回/年 ②子ども家庭センターR6.4月設置済	3	R5年度までは健康推進課の子育て世代包括支援センターと生活福祉課の子ども家庭総合支援拠点とそれぞれの課で妊産婦や子どもに関係する相談を受け、必要時には連携しながら支援していく体制であった。令和6年4月こども家庭センターを設け、相談窓口を1本化し、総合的に支援していく体制をとる。 なお、要保護児童対策地域協議会を設置しており、相談支援を行っている。	2

令和6年度 「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画（子育てゆめぷらん）」に係る事業の実施状況調査票

※「達成状況」「次期計画への取り組みの方向性」については、以下の項目から選んでください。

■達成状況

1 計画を実行できなかった 2 目標に達しなかった 3 計画どおり 4 計画を上回って実行

■次期計画への取り組みの方向性

1 継続実施 2 充実拡大 3 終了・完了 4 休止・廃止 5 計画から削除

取り組みの柱	取り組み大項目	取り組み小項目	担当課	活動・事業の内容	これまでの実施状況・目標（令和2～6年度）	実績				達成状況	課題及び今後の方向性（課題への対応策）	次期計画への取り組みの方向性
						項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実	（3）児童虐待防止対策の推進	あさぎり町ささえ愛ネットワーク連絡会の活用	健康推進課 教育課 生活福祉課	・子どもに関係する機関の意見交換や情報の共有化、早期支援を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」を活用することで、児童虐待の防止に関し地域全体で取り組みます ・保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の取組強化を図りながら、複数機関による重層的な支援を継続的に進めていきます	○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク（要保護児童対策地域協議会） ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・専門的・継続的支援が必要な事案は、個別にケース検討会を開催し、児童相談所等の専門機関主導により支援を実施。 ・月に1回、妊産婦および乳幼児等支援会議を開催し、保健師や生活福祉課と気になる家庭の共有や支援の方向性について確認している。	児童相談を受けた人数（兄弟姉妹含む）	128人	115人	85人	3	・核家族化や障がい、家庭の経済状況によりさまざまな問題を抱えている家庭が増加している。ネットワークを活用しながら、複数機関によるケース会議等を通して継続的な支援が必要。	1
	（4）子どもの貧困対策	相談支援体制や援助の取組み	健康推進課 教育課 社会福祉協議会 生活福祉課	・生活に困窮する世帯は社会福祉協議会へつなぎ、家計相談支援事業などを活用します ・生活福祉課で生活保護に関する相談を受け、県福祉事務所で調査・申請を行います ・ひとり親世帯には、熊本県母子寡婦福祉連合会などの事業を紹介します ・就学支援に該当する世帯は、教育課で申請を受け、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（学校病）を支給します ・子ども医療費助成制度において家庭の負担軽減に努めます ・国や県の補助制度を活用し、教育・保育の無償化及び副食費（おかず代等）の軽減に取り組みます ・子ども食堂の設置について、広く情報収集に努め課題を整理します ・多子世帯の子育て家庭に対して、より一層の配慮に努めます ・就学が困難な家庭に対し、奨学金の貸付けを行います ・関係課による包括的・継続的な支援に努めます	・令和2年度より、熊本県ひとり親家庭福祉協議会による、ひとり親世帯を対象とした生活支援物資の無料配布会が実施され、イベントの周知や参加協力を民生委員と共にを行う。 ・生活困窮相談があった場合、事前相談を受け、必要に応じて、社会資源を紹介し、社会福祉協議会や球磨福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら、支援を実施。	①物資無料配布会 ・実施回数 ・配布世帯数 ②生活困窮相談をした家庭数	①・5回 ・31世帯 ②3	①5回 39世帯 ②4	①4回 37世帯 ②7	3	・ひとり親世帯の支援に関連する情報の発信をホームページや広報誌などで行う。 ・生活困窮者自立支援制度の情報の発信。 ・今後も相談があった場合は、速やかに支援に繋がれるように、関係機関と連携を図る。	1
	（5）相談機関と人材・情報提供の充実	地域子育て支援の充実	健康推進課 生活福祉課	・乳幼児やその保護者に対する定期的な育児サロンなどを支援します ・地域における子育て支援に関する相談・情報提供に関する総合窓口としての機能充実を図ります ・子育て力の低下や核家族化により、保育園・認定こども園に求められるものが大きく、保育士・保育教諭の負担が増大していることから、質の向上のための研修機会の提供に努めます ・必要な支援の調整や関係機関との連携を行うなど、転入家庭や妊産婦、児童に対して切れ目のない支援を提供します	・地域子育て支援拠点として、保育園において育児相談や子育てサークルなどを実施されている。 ・国の補助制度を活用し保育園、認定こども園向けの研修を年1回ずつ実施	①子育てサークル実施箇所数 ②保育園、認定こども園向けの研修会実施回数	①3箇所 ②各1回	①3箇所 ②2回	①3箇所 ②2回	3	現場で抱える問題に対する悩みや不安を解消したり、日々の教育保育の振り返り、幼児期の育ち、発達や学びの連続性を踏まえた活動へと繋げることができると考える。	1
		情報提供・啓発活動の充実	健康推進課 教育課 生活福祉課	・生活福祉課、健康推進課、教育課窓口で「子育て支援情報誌」を必要に応じて配布する。また、出生や就学前の子どものいる家庭の転入時には総合窓口で配布を行い、保健師や母子保健推進員が乳児訪問した際にも同情報誌を活用し情報提供を図ります ・同情報誌については、今後とも内容の見直し充実を図りながら、子どもをもつ親や家族が知りたいと考える情報の記載に努めます ・県教育委員会が開設している子育ての悩みの相談窓口「すこやか子育て電話相談」について周知を図ります	○「子育て支援情報誌」の配布 ・町民課での出生・転入手続き、生活福祉課での保育園・各種手当の手続きの際に配布	内容更新回数	年1回	年1回	年1回	3	内容の見直し、充実について関係課で検討する。	1